

第十三回国会 衆議院 大蔵委員會議録第四十八号

昭和二十七年四月十一日(金曜日) 午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長代理 理事佐久間 徹君 理事内藤 友明君

大上 可君 島村 一郎君 清水 逸平君 吉米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君 宮崎 靖君 宮原幸三郎君

宮腰 喜助君 高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君 大蔵事務官 平田敬一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局長) 橋本正二郎君 税関部長(主税局長) 小川 英二君

大蔵事務官(管財局長) 小林 英二君 大蔵事務官(管財局長) 松永 勇君

大蔵事務官(管財局長) 黒田 久太君 専門員 椎木 文也君

四月十日

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う国稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一六二号) 国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出第一六三号)

同日 未復員者給與法の療養期間延長を特

第一類第六号 大蔵委員會議録第四十八号 昭和二十七年四月十一日

例患者に適用等の請願(菊田アサノ君紹介)(第二〇六二号) 土予銀行復活に関する請願(長野長廣君紹介)(第二一二二二号) の審査を本委員会に付託された。

同日 開税法の改正に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎外六名)(第一九一五号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件 国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案を、日程に追加して議題といたします。まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西村大蔵政務次官。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 第二條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

第三條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 第四條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

第五條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 第六條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

第七條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 第八條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

第九條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 第十條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

に日本国が同意した施設及び区域をいう。 3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいふ。

4 この法律において「軍属」とは、アメリカ合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に在留する者並びに通常アメリカ合衆国に居住する個人及びその者又はアメリカ合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で合衆国軍隊のためのアメリカ合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く)をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

6 合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における國稅犯則取締法等又は開税法の規定による臨検、捜索又は差押は、合衆国軍隊の構成員又は差押を受けた者、若しくは國稅局長、國稅局長、國稅局長若しくは國稅局長から合衆国軍隊の構成員ある者に囑託して行ふものとする。

7 前二項の規定は、たゞこの專売法(昭和二十四年法律百一十一号)、アルコール專売法(昭和十二年法律第三十二号)、噸税法(明治三十二年法律第八十八号)、保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において準用する國稅犯則取締法等又は開税法の規定によつてする臨検、捜索又は差押について準用する。

附則 この法律は、條約の効力発生の日から施行する。

○西村(逕)政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案につきましまして、提案の理由を御説明申し上げます。

日本行政協定の締結に伴い、國稅犯則取締法または開税法等による臨検、捜索または差押えについて特例を設ける必要があり、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一三三三号)

すなわち国税に関する犯罪事件を調査するために、合衆国軍隊の使用を施設及び区域内において、国税犯取締法または関税法の規定によつて臨検、捜索または差押えを行う場合におきましては、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受け、またはこれに囑託して行うこととした。しかしながらその施設及び区域外におきましては、合衆国軍人、軍属及び家族の身体、財産または合衆国軍隊の財産についても、このような制限を受けることなくして、これらの処分をすることができるとなつております。しかしながらこの専売法、アルコール専売法、順税法、保税倉庫法、地方税法等により、国税犯取締法または関税法の規定を適用して、犯罪事件の調査に臨検、捜索または差押えを行う場合につきましても、右の措置に準ずることとしたのであります。

以上簡潔であります。この法律案の提案の理由と内容の概要でございます。御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。以上であります。

○佐久間委員代理 次に固有財産特別措置法案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案、及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律案の四法案を一括議題といたしまして、前

会に引続き質疑を継続いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。

趣旨で、この規定を設けておる次第でございます。

○高田(富)委員 行政協定の実施に伴う関税法の臨時特例に関する法律案につきまして、一点だけ伺いをしておきたいと思つております。第五條の第三項に「合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項但書及び関税法第十八條の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない」という項目があるのでありますが、これにつきまして第一にお伺いしたいことは「合衆国の安全を保持するため」という言葉の意味であります。これは非常に広い内容を持つものと思つておられます。この認定があつた場合の措置が、非常に大まかにわが国の関税法の適用を排除しておりますので、この解釈は非常に重大性があると思つておられます。そこでこの際「合衆国の安全を保持するため」ということはいかなる内容を持つものであるか、御説明を願つておきたいと思つておられます。

○高田(富)委員 それをはたして合衆国の安全を保持するために必要であるかないかということ、もつぱら進駐軍当局が認定するのみでありますか。

○平田政府委員 この規定はもろもろ日本国の法律でございますので、この規定にはたして該当するかしらぬか、最終的にはもろもろ日本政府の責任におきまして判断する。ただ実際問題といたしまして、向うの意見をよく聞きまして、適当な措置をとることに相なるかと存じます。

○高田(富)委員 そこで伺いたいのでありますが、この規定によりまして、合衆国の安全を保持するために必要と認められる場合には、開港でないところへどこへも船が出たり入つたりできるし、また船が入つて来た場合に、それが何を積んでおるかというふうなことが、あるいはどういふ人間がどれくらい入つておるといふふうないろいろ内容につきましても、一切日本政府当局はわからないという状態になるのであります。そういうことが行われて行くことは、わが国土におきまして、まづたく主権の及ばない非常に大きな範囲を、そこにつくり出すわけでありまして、非常にこれは厳密を要すると思つておられます。ただいま軍隊の移動など機密を要するような場合といたしまして、一体「合衆国の安全を保持するため」といふような文句を使ひますことは、非常におかしいのではないかと。たとへば今あなた

○平田政府委員 今高田さんが御疑問をお持ちになつておられます。特別の意味をもつて使つたわけはございません。私が先ほど申し上げましたように、臨機の必要がある場合におきまして、向うの公用船等が必要に際して入港する必要がある場合には、一々税関の手続を全部ふませるのはどうも安当ではないのでございまして、従ひましてそういう際におきましては、必要な適用條項を排除するという趣旨にいたしておる次第でございます。関税の取締りの上から行きまして、その厳格にする必要は一般的にはない。おそろしくいふ場合におきましては、私有の貨物を積載しておるといふ場合はほとんどないのが、大部分だと考えられます。特に厳格なことをいたしまして、先方の軍隊の適切な行動に対して妨げになるようなことをする必要はない、こういう

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

○平田政府委員 今のお尋ねの点は、結局日米安全保障条約の根本精神をどういふふうな理解するかということから、見解の差が出て来るかと思つておられます。私どもの見解といたしましては、当分のうち軍備のない日本国におきましては、日本国の防衛を確保してもらうためには、どうしてもアメリカの軍隊が日本に駐留する必要がある。そのことは同時にアメリカといたしましては、やはり日本国の利益のためだけに、はなれて、アメリカの利益にもなる。両方が一緒になりまして、條約ができ

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

○平田政府委員 今のお尋ねの点は、結局日米安全保障条約の根本精神をどういふふうな理解するかということから、見解の差が出て来るかと思つておられます。私どもの見解といたしましては、当分のうち軍備のない日本国におきましては、日本国の防衛を確保してもらうためには、どうしてもアメリカの軍隊が日本に駐留する必要がある。そのことは同時にアメリカといたしましては、やはり日本国の利益のためだけに、はなれて、アメリカの利益にもなる。両方が一緒になりまして、條約ができ

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

○平田政府委員 今のお尋ねの点は、結局日米安全保障条約の根本精神をどういふふうな理解するかということから、見解の差が出て来るかと思つておられます。私どもの見解といたしましては、当分のうち軍備のない日本国におきましては、日本国の防衛を確保してもらうためには、どうしてもアメリカの軍隊が日本に駐留する必要がある。そのことは同時にアメリカといたしましては、やはり日本国の利益のためだけに、はなれて、アメリカの利益にもなる。両方が一緒になりまして、條約ができ

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

○平田政府委員 今のお尋ねの点は、結局日米安全保障条約の根本精神をどういふふうな理解するかということから、見解の差が出て来るかと思つておられます。私どもの見解といたしましては、当分のうち軍備のない日本国におきましては、日本国の防衛を確保してもらうためには、どうしてもアメリカの軍隊が日本に駐留する必要がある。そのことは同時にアメリカといたしましては、やはり日本国の利益のためだけに、はなれて、アメリカの利益にもなる。両方が一緒になりまして、條約ができ

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

○平田政府委員 今のお尋ねの点は、結局日米安全保障条約の根本精神をどういふふうな理解するかということから、見解の差が出て来るかと思つておられます。私どもの見解といたしましては、当分のうち軍備のない日本国におきましては、日本国の防衛を確保してもらうためには、どうしてもアメリカの軍隊が日本に駐留する必要がある。そのことは同時にアメリカといたしましては、やはり日本国の利益のためだけに、はなれて、アメリカの利益にもなる。両方が一緒になりまして、條約ができ

○高田(富)委員 あなたの御説明は、その範囲においては「合衆国の安全を保持するため」といふ文句を使つたことは、非常におかしい感じがするのであります。これは日本の法律でありまして、この場合せよ行政協定をつつた自由党の立場に立つて考えると、向うとこつちの利益が合致して、両方の安全を防衛することがこの法の建前であるかもしれませんが、わが国の法律の中に一方的に「合衆国の安全を保持するため」といふような文字を入れたのは、これは日本の法律ではなく、合衆国の法律みたふうになつてしまふ。そこでどういふふうな文句を使われたことが、安当であるかと考へておられるのかどうかということが一つ。さらにそれと関連して「合衆国の安全を保持する」といふ言葉は、同時に日本国の安全を保持することを意味しておると解釈されておるのかどうか。これを伺いたないのであります。

上つたものと理解いたしておるのであります。従いまして法律的に申し上げますと、これはもちろんこの字句の通りでございまして、即ち日本の安全の保持という事は必ずかしこいと思ひます。結果的には大体同様な結果になることが大部分でございまして、道義的に申し上げますと、日本の安全を保持するということ、究極的には同様な効果を持つものと、理解することができるとは思ひません。ただこれは一般的な広い精神的な意義を申し上げておるのでございまして、この條文の趣旨をいたしましては、私が先ほど申し上げました通りでありますことを、御了解願ひたいと思ひます。

○高田(重)委員 合衆国の安全を保持することが、同時に日本の安全を保持するということ、またつたことに利害の対立がないということ、あえて「合衆国の安全を保持するため」という文句を入れたということであるならば、合衆国と日本国とはまったく別個の人格ではない、一つの人格であるということであれば、それで話はわかりません。アメリカの一州であるならばそれでよいことである。しかしながら、いやしくも独立国とここにいつておる以上は、人格が異なるのでありますから、これはあなたの御説明の通り、大部分の場合には一致するであろうという事は、政府の立場からしても言えるであろうと思ひますが、すべての場合に一致するとは言えないと思ひます。人格が違ふのですから、合衆国の安全即ち日本の安全ではあり得ない。たとへば戦争等の場合に、合衆国は合衆国の安全のために日本から撤退をし、

第一類第六号 大蔵委員會議録第四十八号 昭和二十七年四月十一日

ある一切の軍事的な要素を壊滅に帰せしめて退却することが、合衆国の安全を保持するゆえである場合もあるわけでありまして、これは大きな問題であります。二つの國が獨立國である以上、お互いにあらゆる場合に完全に利害が一致するということはありません、こう考へるのであります。従つてこういう法律の中に「一方的に合衆国の安全を保持するため」というような理由で、わが國の重要な取締りを一切解除してしまふというような、大まかな現定を設けるということは、どうしてもこれは非常に輕當を欠いておるといふふうな考へられるのであります。重ねてこの点の見解を明確にしたいのであります。と思ひ、できればこれを削除する意思はないかどうか、書きかえる意思はないかどうかということ、伺つておきたいと思ひるのであります。

○平田政府委員 この條文の規定を書きかえたり、削除する意思は全然ございせん。要するに先ほど私が申し上げました通り、こういう規定をどういふふうに見るかという問題は、日米安全保障條約自体に対する根本的態度で、おのずから違つて来ると私は思ひます。この條約に徹底的に反対される方は、おそらくお話のような意見になる人が多いのではないと思ひますが、日本政府をいたしましては、安全保障條約を締結いたしましたは、この趣旨によりまして相互に防衛して行くという事になつておられますので、そういう点から行きますと、私はこのような條文を入れることは妥當であると思ひておられます。

○高田(重)委員 それではたとへばこ

ういふ場合はどうでありますか。米國側の意見といたしましては、日本へ原子爆弾を貯蔵しておきたい、あるいは細菌兵器を貯蔵しておきたいというふうなことで、軍の機密に属するといつて、これはまつたく秘密裡に運び込まれるというふうな事になりまして、そのようなことは、はたしてあなたの考へては、アメリカ合衆国の安全を保持するために必要である、従つてまた日本の安全のためにも必要であるといふふうな解釈されて、これを黙認するお考えでありますか。

○平田政府委員 高田さんのお話を承つておきますと、関税法の適用によりまして、向うの行動をある程度場合によつたら制約した方が、いいじやないか、という意見のように聞きますが、もとく関税法はそこを目的としたものでございせんので、先ほど申しましたように、機密を要するようない必要の生じた場合の軍隊の行動等に對して、一々関税法を適用いたしまして、むずかしい手続をふませる必要はない。また全体として、軍の運用その他につきましては、こういう法律によらずして、おのずから合同委員会、あるいは各種の方法によりまして、相互に目的を達成する妥當な措置がとられるものと、私も考へておられます。関税法をいたしましては、少くとも先ほど申し上げましたように、軍隊の行動等に對して、一々こまかい手続をふませる必要はない。そういう場合を予想いたしまして、この規定を設けたということ、御了解を願ひたいと思ひます。

○佐久間委員 代理 深澤君。
○深澤委員 私は直接本法案に關係は

してないのであります。主税局長がおいでになつて居るので、当面の問題について、いささか質問をしたいと思ひるのであります。御承知のごとく、日本航空の飛行機が墜落をいたしました。多大の犠牲者の出ましたことは、日本國民がすべてまことにお気の毒にたえない次第であります。それに対しては本日新聞によりまして、日本航空は百万円の弔慰金を出すことになつたように聞いておるのであります。これに對する課税問題であります。これはどういふことになりましか。その点についての御説明を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の点につきましては、弔慰金の性質と実体とをよく見きわめないと、的確な回答はできません。生命保険でございますれば、御承知の通り所得税はもろろん問題ございせんが、受取つた人に対しては、相続税の課税の問題が出て来るかと思ひます。それから会社に勤めて居るような人の場合におきましては、それそれ退職金に相当する額、あるいはまた会社から特別な金が出るかと思ひますが、それらその性質に應じまして、これも所得税の問題ではなくて、相続税の問題として、課税關係がきまつて来るということに相なるかと思ひます。

○深澤委員 たとへば日航の会社が弔慰金という形で出す場合においては、死んだ人に対して出す場合においては、それは相続税の対象になると思ひます。しかし遺族に対して遺族名義で弔慰金を贈つた場合においては、これは私に所得税の対象にならないというこ

とに、所得税法第六條第七項の解釈から、そうなるのではないかと、いろいろ考へるのですが、それはどういふようか。

○平田政府委員 今のお話、ちよつと私はつきりどういふ方法でやるか聞きとれなかつたのでございまして、主としてこの問題は、被相続人と申しますか、ある人が事故によつて死亡いたしました、それをもつていたしました受ける一種の財産的給付でございまして、所得税の問題ではなくて、相続税の問題と大体私ども考へておるわけでございます。その内容は先ほど申し上げましたように、実体によつてよく判断しなければならぬと思ひます。お話を承つておきますと、もう少し具体的に明らかにした上で、はつきりしたお答えをしたいと思います。

○深澤委員 それはたとへば生命保険とか、その他官庁等に籍のある者が受ける場合とか、あるいは会社關係の場合には、これは相続税の問題になるかと思ひますが、日航の会社が百万円の弔慰金を出すということが、新聞に伝えられておるのであります。その場合においては、死んだ本人の名義において弔慰金を出す場合においては、これは相続税の対象になると思ひますが、そうでないに、その遺族に対して弔慰金を出すという場合においては、これは遺族の所得になると思ひます。その場合においては、第六條の第七項により、弔慰金に相当するものとして、これは非課税ということになるのじやないかというふうな考へられるのですが、その点はどうでありますか。

○平田政府委員 そういふ場合においては、所得税の方が課税になるおそれ

がございまして、そういう場合には所得税は課税しないという規定に該当する場合があります。ただ所得税が課税にならないから、当然相続税も課税にならないというのでなく、所得税は課税しないが、相続税の方で課税するというシステムになつてゐる場合が多いので、私先ほど申し上げたように、両方とも課税にならないということは申し上げにくいというところを、申し上げた次第であります。

○深澤委員 どうも私は理解に苦しむのです。もちろんその所得の発生原因は、死んだ者にあるのですが、それによつて贈与料あるいは甲慰金という形で、現実生きておられる遺家族に対して、その人の名義で贈られた場合には、その人の一時所得になるのでありまして、それは決して相続財産としての性格を持つていないと思ふ。それにも相続税をかけるということは、どうもわれ／＼には理解ができません。結局日航が遺族に対して、遺族名義で甲慰金を贈つたという場合においては、その人の一時所得である。これは相続財産ではない。従つて相続税も当然とるべきではないし、所得税の方は第六條の第七項により、非課税にすべきである、こういうりくつになると思ふのであります。それにもなおかつ相続税をかけるという今の主税局長のお考え方は、どうも理解できないのです。もう一べん伺いたい。

○平田政府委員 本人がたとえ在職中に死亡いたしましたして、退職金に相当する金額を相続人がもたらうわけでございます。普通の場合におきましてそういう場合におきましては、これはやはり

り生命保険と同じように、相続税の課税の問題が出て来る。これはもちろん本人と申しますか、事故によつてなくなられた方の死亡ということによつて、そういう一種の財産的な権利あるいは金銭等を取つた場合におきましては、やはり相続税の課税問題として処理した方がよい、こういう趣旨で退職金等も同様なことにはいたしておる次第でございます。ただ相続税には相続税に該当するものもございまして、その範囲にとどまる限りにおきましては、特別に課税しないのでございしますが、相当金額が大きくてその範囲を越える場合におきましては、相続税を課税するということにいたしております。従ひまして今具体的にあのケースの場合におきまして、どの程度にどういうものは課税になるか、どういふものは非課税になるかということ、もう少し事実を明らかにした上で、お答え申し上げたいと思ふ次第でございます。

○深澤委員 今主税局長は、退職金とかいふものについての御説明でありまして、日航の会社が被害者の遺族に対してやるものは、退職金等とは性質が別になつておる。その性格を持つてこの甲慰金を、遺家族に対して日航が出すという場合においては、私は相続財産としての性格を持つてゐるのではなくて、遺家族の一時所得の性格を持つてゐると思ふ。だからこれを相続税の対象にするというところは、ほかの退職金、そういうものは別として、日航が出す甲慰金は、これは相続財産の性格を持つていない。あくまで一時所得の性格を持つてゐるのじやないかと

いうその一点だけを、私は明確にお聞きしたいのであります。○平田政府委員 私先ほど申し上げましたように、所得税の課税の問題はなからうと思ひます。たださつき申しましたように、相続税の問題に問題が残ると思ひます。その点は事実と程度を明らかにした上で、お答えいたしましたと思ふ次第であります。

○吉米地審委員 関連して伺いたいのですが、同じ甲慰金をもらつたか慰料をもらつたかという場合と、この人の過去の功績によつて、勤めておつた会社からもらつたという場合と、こういうアクシデントによつてなくなつた場合に、日航というものが出すのは、全然性格が違ふと思ふのです。その死んだ人間の過去の功績に対して課税するのは合理的だからして、これは相続税の対象とするのは不合理だ、私はこう考へるのです。これは死んだ人間の個人の功績、勤務その他を考慮して與えるものであるならば、これはその人間に與えるのであるからして、これは相続になるだらうと思ひます。けれども汽車の事故によつて死んだ、飛行機の事故によつて死んだという場合には、その人間の功績とか、その人間の行為とかといふものに対して與えるのではなくして、このアクシデント自身に対して遺族を慰撫するために與えるのであるからして、本人に與えるのではない、私はこう考へるのですが、その点いかがでしよう。

○平田政府委員 所得税の方はまさにその通りであります。従ひまして慰料としまして相当する部分は、相続人のもらいます場合に課税しないという規定を設けておるのでござい

す。ただこれも實際問題といたしまして、先ほど申し上げましたように、退職金に相当する額を慰料としてやらうというやうな場合がございませう。それはやはり實際の解釈上、必ずしもそう行かぬ場合もあるということもございまして、所得税は大体課税に相違ないと思ひます。ただ、相続税の方におきましては、被相続人の死亡を原因といたしまして、一定の財産を取得する、こういう場合におきましては、やはり相続財産に準じまして課税しておる例が相当あることは、御承知の通りでございます。たとえば生命保険金なんか、まさにその通りであります。これは生命保険金も本人が生存中にもらいますと、これはもちろん相続税の問題ではございませぬが、死亡を原因といたしましてもらいますと、課税になる。退職金に準ずるものにつきましても、同様でございます。その辺の性質を有する要素があるかないか、その辺が問題でございます。その辺のことにつきましては、類の大きさとか、あるいはどういふ理由で出しているか、よく調べました上で、適切なお答えを申し上げます。どうぞお聞きを願ひいたします。

○吉米地審委員 もう一回お伺ひたいと思ひますが、こういう事故によつてなくなつた場合には、個人に対してその給付をするのじやなくて、退職金でもなければ、それから恩給的の性質を持つたものでもない。まさに本人が死んだということが原因ではあるけれども、その人に関連するところす。ですからこれは過去のつながり

いふものはないのです。過去のつながりによつて出されたものであるならば、本人に與えるのだから、これは相続になるだらうと思ひます。けれどもこれは過去のつながりがない。突如として起つた事柄に対して遺族を慰撫するために遺族に與えるのであるからして、私は相続の対象にはどこまでもならないというものが、常識じやないかと思ひます。そこでもう一つお伺ひたいのは、たとえてみれば、昨年の桜木町の電車事故でなくなつたのに、最高百万円ばかりの慰料が出ておりましたか。それをお伺ひしたいのであります。

○平田政府委員 今のところ調査いたしておりませんので、後ほど調査いたします。この次の機会にお答え申し上げます。

○三宅則委員 私はこれに関連をいたしまして、合衆国軍隊が日本に駐留する、もしくは軍属あるいは家族等が駐留する場合におきまして、富裕税を課税するのは免除になるということになつておりますが、富裕税をとる場合に内容が調べることはなか／＼困難である。私も元來からいたしまして、富裕税は廃止したい、こういうふうな考へておるのであります。主税局長は今後富裕税は存続する意思を持つておられますか。私にはむしろ、こういう法案は早く撤廃をいたしましたして、所得一本の方が単純化した方が好ましい、合理的である、かように考へておりましたが、一応主税局長の答弁を求めます。

○平田政府委員 富裕税を廃止するかどうかは、またこの法律案とは別個の

問題でございまして、その問題につきましては、前回もお答えいたしました通りでございます。今のところ別段見解をかえておりません。富裕税があります間は、やはりこのような特例を設ける必要があるという考えで、この法律案を提出いたしました次第であります。

○三宅(剛)委員 実はこの前も国務長官をお呼びいたしましたのでありますが、本日は出ておりませんから、二、三回連して質疑をいたして、御答弁を得たいと存じます。昭和二十六年から二十七年に対しまして、確定申告を出しておるわけでありまして、これについてなるべく更正改正をしない、こういう話でありましたが、場合によりましては早く更正決定を出すかもしれない、こういう国務長官の御答弁であります。私どもは二月確定申告いたしましたものは、なるべく三月もしくは四月中には更正決定を出すべきものを出していただきたい、かように考えておるのであります。主税局長の方といたしましては、今どういふふうに国務長官から報告が来ておりますか。

○平田政府委員 所得税につきましては、でき得る限り調査に基きまして申告をさせまして、それによつて円満に納税してもらおうというので進めて参つておることは、三宅さん御承知の通りと思ひますが、なお若干語がつかないで残つておるものもあるようでございます。そういうものにつきましては、さらによく事実を念を入れて調べまして、ほんとうに自慚のあるところで、更正決定すべきものはするということで行きたいということで、目下進めております。期限は必ずしもいつまでということではなくして、なるべく早い

機会に十分な調査を遂げましてやつて行くという方針で、目下進めておるようでございます。大体四月一ばいか五月ごろまでには、翌年度の予定申告の問題もございまして、処理できる見込のようでございます。

○三宅(剛)委員 過日私は大蔵大臣にお尋ねいたしましたわけでございまして、大蔵大臣に質問いたしました際には、地方の税務署等が平均五割上るといふ事柄を言つておりましたが、これは行き過ぎである。少くとも私どもの観点では、大体二割くらいは税収において上るだらう、こういうことを考えておつたのであります。本年のいむゆる二月の確定申告とその後の結果によりまして、予想せられた以上に税収額があつたようにも見るわけでありまして、主税局長は国務長官からどういふ報告を受けたのであります。私どもはむしろ取過ぎとは申しませんが、ある程度自然増収があつたのではないかと、今どういふふうに思ふわけでありまして、主税局長はどういふふうにお考えでありますか、承りたい。

○平田政府委員 まだ最終的な報告が参つていないのであります。というのは、更正決定を最終的に処理いたしておりますので、申告の成績だけ集まつておるようでございますが、まだ出しておりません。ただ私どもの大体の予想では、ある程度自然増収ではなく自然減収、予算額に對しまして相当減少するものと考えております。

○三宅(剛)委員 ただいまの個人の方は承つたのであります。法人の方は、これはやはり四二%上げました關係上相当増収である、こういうことを考へておるものであります。最近の

報道によりまして、どのくらい自然増収というか、増加いたしますか。おわかりでしたらこの際承りたい。

○平田政府委員 法人税の方は、昨年の下期の成績が、昨年の下期と申しましても、九月以後の決算成績が予想よりもよくて、予算に對しまして少くとも二百億以上の自然増収を来すのではないかと、今どういふふうに見ております。

○三宅(剛)委員 さらにひとつ主税局長にこの際お願いしたいのは、各税務署を監督いたしておりますが、場合によりますと、国務長を廃止いたしたのであります。その後進進いたしましたことと思ひますが、主税局長は歳入局というふうなものをお設けになる御意思があるかどうか。その辺についての御構想をこの際承りたい。

○平田政府委員 名前はまだいろいろ問題があるようでございますが、大体内局といたしまして存置するという方向で、今立案中でございます。

○三宅(剛)委員 私は税の公平を期し、納税者の便益を確保するために、優秀な税務官吏を各地に配置いたしまして、末端に至りますまで公平を遵守いたしたい、かように考えております。でありますから、大分このごろよ税務官吏も出て参りましたが、今回の行政整理等によりまして勇退された人もあり、弱小の者はやめていただいた、有能なる官吏と入れかへする、こういうことを主眼とせられて、主税局長も部下を監督せられておると思つております。さらに今後の税行政面等も考へまして、大幅にりつばな優秀官吏をこの際採用いたして、弱小という

か、思わしからざる官吏を一掃する、こういう線を堅持することこそ、國民といたしまして要望いたしておると思ひますが、この際大幅にこれらの大改革をやられる御用意があるかどうか。これをひとつ承りたい。

○平田政府委員 その点御趣旨もつともでございます。私どもでもできるだけ優秀な税務官吏を多くそろえたい。必ずしも全体としては多くは望まないのではありませんが、素質のよい官吏ができるだけ多くなるように、方針としては持つておる次第であります。その点はまつたく同感でございます。今後その方向に向つて極力努力いたしたいと思ひます。

○佐久間委員長代理 次会は来る十四日午前十時より開会の上、質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和二十七年四月十六日印刷

昭和二十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所